

平成 19 年 1 月

## 第 16 回 税務署へ出頭

小西 英夫

先日、諸般の事情で延期となっていた当事務所関与先の税務調査の為、管轄税務署へ出向きました。その関与先様は、決算申告時に税理士法第 33 条の 2 による添付書面を添付(いわゆる書面添付)しており、税理士法第 35 条(意見の聴取)により税務署が税務調査を行おうとするときは調査前に税理士に意見を述べる機会を与えなければならない という規定に基づき、意見聴取される当事務所で初めてのケースでした。

訪問すると既に過去 3 期分にわたって洗い出した 5 つ程の大きな確認点、質問点が A4 1 枚にまとめられていました。一通り目を通しておもわずアッ良かったと思いました。一担当者としては、売上規模も前期 10 億を超え、在庫も相当額あり、事前取引先からなにか確証をつかんでいるに違いないと勝手におもいこんでいました。ですが質問点には、売上、仕入、棚卸についての記述はなく、売掛、買掛金残高からの取引内容の確認、役員への貸付金についてと、源泉納付額、その報酬額の相違についての質問などでした。

ちょうど各関与先の法定調書、源泉徴収票等の合計表、給与支給状況等の内訳書を作成し終えた時期でしたが、納付書に記載された数字と合計表に記載された数字が異なるのはなぜ? 等々過去 3 期分丁寧に追跡した跡があり、やはり提出書類はきちりと確認しているんだと妙に感心したりもしました。その反面、インターネットを利用した売上が急激に増加したことに伴う発送費の増加、広告費の増加等あり、その辺も税務署側から支出内容の確認もあり、それら増加理由等は添付書面に記載すべきだったと反省しました。総じて難しい質問ではありませんでしたが、一部事務所内部資料と関与先様の確認を要するところがあり、質問点を持ち帰り後日回答することで当日の意見聴取を終えたのでした。

当日の所要時間は約 40 分、調査担当の方は特別国税調査官で当日お会いしたのは上席国税調査官の方お一人でした。正直もっと厳しい追及があるかとおもっていましたが調査のための意見聴取というより状況確認といった感があります。ただ現在税務署側へ回答書作成中であり、その内容次第では調査に着手される可能性もあります。回答書をきちんと作成し、今後の展開を楽しみに待ちたいとおもいます。

ちなみに前コラム、「とある税務調査」は、調査訪問から 2 ヶ月後無事終了しました。